

平成 28 年 6 月 17 日
自 動 車 局

「女性ドライバー応援企業」認定セレモニーの開催について

～第一次認定にあたり、認定記念式等を開催～

タクシー事業における「女性ドライバー応援企業」の第一次認定にあたり、6月20日（月）、石井国土交通大臣出席の下、認定セレモニーを開催しますのでお知らせ致します。

◆認定制度創設の目的等

タクシーは利用者のニーズに応じてドア・ツー・ドアの輸送サービスを24時間提供する重要な公共交通機関であるものの、生産年齢人口が減少する中、ドライバーについて労働力の不足や男性に依存した就業構造が課題となっています。

一方、タクシードライバーは、柔軟な労働時間の設定が可能で子育てとの両立も実現でき、女性の活躍が大いに見込まれる職業です。また、タクシーは地域に密着したサービスであり、タクシー事業への新規就労・定着は、地域での雇用の増加、経済の活性化に資するものです。

このため、タクシー事業における労働力不足の解消に向けた女性の新規就労・定着を図るべく、女性ドライバーの採用に向けた取組や、子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行っている事業者を、国が支援・PRするため、本認定制度を創設しました。

(参 考)「交通計画基本計画」(平成27年2月閣議決定)

女性ドライバーの数を倍増する。(H25年約6,700人 → H32年約14,000人)

◆認定制度の概要

認定事業者を国土交通省HPで紹介する他、当該者に対して、「女性タクシー運転者の新規就労・活躍推進に関するモデル事業業務」(平成27年度)の報告書及び関連冊子、キャラクターの使用権を提供する。



← キャラクター使用の例(タクシー車両へ掲示するステッカー)
認定セレモニー当日、当該ステッカーを掲示したタクシー車両を展示します。

↓ 認定セレモニー当日の展示予定タクシー車両



◆認定セレモニーの概要

【晴天時】

I. 認定記念式

時 間：11：00～（所要15分程度）

場 所：中央合同庁舎第3号館 正面玄関前（国会議事堂側）駐車場

内 容：①第一弾認定事業者への認定証の授与
②大臣のタクシーへの試乗（国土交通省周辺）及び降車後コメント

II. 大臣と女性ドライバー等との懇談会

時 間：11：30～（所要10分程度）

場 所：国土交通大臣室

内 容：女性経営者及び女性ドライバーとの懇談

【雨天時】

I. 認定記念式及び大臣と女性ドライバーとの懇談会

時 間：11：00～（所要15分程度）

場 所：国土交通大臣室

内 容：①第一弾認定事業者への認定証の授与
②女性経営者及び女性ドライバーとの懇談

II. タクシー車両見学

時 間：11：25～（所要5分程度）

場 所：中央合同庁舎第3号館 正面玄関前（国会議事堂側）駐車場

内 容：大臣によるタクシー車両の見学

- ◆ 認定セレモニーは全体を通して撮影可能ですので、希望する方は10：45までに中央合同庁舎第3号館正面玄関前にお集まり下さい。

【問い合わせ先】

（代表）03-5253-8111

国土交通省自動車局旅客課 古曳・武藤（内線41202、41242）

（直通）03-5253-8569 （FAX）03-5253-1636

H27年度 女性タクシー運転者の新規就労・活躍推進に関する調査の実施

タクシードライバーに対するイメージ

- ・長時間労働／勤務時間の調整が難しそう
(子どもの行事等に合わせた休暇を取りたい)
- ・年配男性が多い
- ・福利厚生がよくなさそう

現状

- ・パートタイム勤務等、柔軟なシフト設定が可能
- ・女性は増加傾向 (2.3%→2.5%)
- ・スキルを活かしたサービス提供が求められる
(子育て・マタニティタクシー、観光タクシー等)
- ・一部タクシー事業者では保育所と連携

H28年度 女性ドライバー応援企業認定制度の創設

制度の概要

女性ドライバーの新規就労・定着に取り組む事業者を認定し、認定事業者を国土交通省HPで紹介する他、当該者に対して、「女性タクシー運転者の新規就労・活躍推進に関するモデル事業業務」(平成27年度)の報告書及び関連冊子、キャラクター※の使用権を提供する。

○ 認定基準

- ①雇用目標：女性ドライバーの雇用目標を設定していること
- ②労働環境：女性ドライバーを含め、従業員が働きやすい施設・勤務形態の整備等に取り組んでいること、または整備に向けた目標が明確であること
- ③情報提供：労働環境に係る情報(勤務形態、福利厚生等)を公表していること



※女性活躍推進プロジェクトキャラクター